

2020年4月改訂

供給管・内管指針(維持管理編)』(JGA指-303-17) 新旧対照表(抜粋)

旧	新	改訂理由
<p>4.2 漏えい検査 P23</p> <p>供給管・内管等(整圧器, 昇圧供給装置, 移動式ガス発生設備及び付帯設備を除く。)の漏えい検査は, 次のとおり行う。*1</p> <p>(1) 検査は次の頻度で行う。</p> <p>(a) 本支管からガス栓までの間(特定地下街等又は特定地下室等にガスを供給するものを除く。)に絶縁措置*2が講じられており当該絶縁措置が講じられた部分からガス栓までの間でプラスチックにて被覆された部分*3は6年に1回以上, その他の部分は4年に1回以上とする。</p> <p>(b) 特定地下街等又は特定地下室等にガスを供給するものにあつては, 供給管(引込管ガス遮断装置が道路に設置されているものにあつては, 当該装置までの部分に限る。)は4年に1回以上とし, その他の部分は1年に1回以上とする。</p> <p>(c) 前回の検査の日から(a)又は(b)に掲げる期間を経過した日(以下「基準日」という)前4月以内の期間に行った場合は, 基準日に検査を行ったものとみなす。</p> <p>(2) 検査の方法は, 部位及び設置状況により適切な方法を選定する。*4</p> <p>(3) 検査結果については, 速やかに需要家等に通知するとともに, 必要事項については記録し, 所定の期間保存する。*5また, 異常が認められた場合は, 需要家等の了解を得て, 速やかに修理等の措置を講ずる。</p> <p><b>【関連条項】</b></p> <p>法第21条 (ガス工作物の維持等)</p> <p>第24条 (保安規程)</p> <p>第61条 (ガス工作物の維持等)</p> <p>第64条 (保安規程)</p> <p>施行規則第24条 (保安規程)</p> <p>第92条 (保安規程)</p> <p>省令第51条 (漏えい検査)</p> <p>解釈例第113条 (導管のガス漏えい検査の方法等)</p> <p>第114条 (漏えい検知装置の規格及びその設置方法)</p> <p><del>通達56資公部第246号 (ガス事業法施行規則の一部を改正する省令, ガス工作物の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令及びガス事業法関係告示の運用について) 別記5</del></p>	<p>4.2 漏えい検査 P23</p> <p>供給管・内管等(整圧器, 昇圧供給装置, 移動式ガス発生設備及び付帯設備を除く。)の漏えい検査は, 次のとおり行う。*1</p> <p>(1) 検査は次の頻度で行う。</p> <p>(a) 本支管からガス栓までの間(特定地下街等又は特定地下室等にガスを供給するものを除く。)に絶縁措置*2が講じられており当該絶縁措置が講じられた部分からガス栓までの間でプラスチックにて被覆された部分*3は6年に1回以上, その他の部分は4年に1回以上とする。</p> <p>(b) 特定地下街等又は特定地下室等にガスを供給するものにあつては, 供給管(引込管ガス遮断装置が道路に設置されているものにあつては, 当該装置までの部分に限る。)は4年に1回以上とし, その他の部分は1年に1回以上とする。</p> <p>(c) 前回の検査の日から(a)又は(b)に掲げる期間を経過した日(以下「基準日」という)前4月以内の期間に行った場合は, 基準日に検査を行ったものとみなす。</p> <p>(2) 検査の方法は, 部位及び設置状況により適切な方法を選定する。*4</p> <p>(3) 検査結果については, 速やかに需要家等に通知するとともに, 必要事項については記録し, 所定の期間保存する。*5また, 異常が認められた場合は, 需要家等の了解を得て, 速やかに修理等の措置を講ずる。</p> <p><b>【関連条項】</b></p> <p>法第21条 (ガス工作物の維持等)</p> <p>第24条 (保安規程)</p> <p>第61条 (ガス工作物の維持等)</p> <p>第64条 (保安規程)</p> <p>施行規則第24条 (保安規程)</p> <p>第92条 (保安規程)</p> <p>省令第51条 (漏えい検査)</p> <p>解釈例第113条 (導管のガス漏えい検査の方法等)</p> <p>第114条 (漏えい検知装置の規格及びその設置方法)</p>	<p>既に廃止されたものとの見解が得られた通達の記載を削除。</p>

2020年4月改訂

供給管・内管指針(維持管理編)』(JGA指-303-17) 新旧対照表(抜粋)

旧	新	改訂理由
<p>通達 57 資公部第 475 号 (ガス工作物の技術上の基準を定める省令及びガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示の運用について) 別記 5</p> <p>通達 60 資公部第 435 号 (ガス消費先における保安の確保に係るガス事業法施行規則等の運用について) 別紙 9</p> <p><del>通達 5 資公部第 114 号 (ガス工作物の技術上の基準を定める省令及びガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示の運用について) 別記 2</del></p> <p>通達 7 公ガ保第 2 号 (ガス事業法施行規則, ガス工作物の技術上の基準を定める省令及びガス事業法関係告示の運用について) 別記 6</p> <p>昭和 60 年通産省告示第 461 号 (ガスを使用する建物ごとの区分を定める件)</p> <p style="text-align: center;">～ 略 ～</p>	<p>通達 57 資公部第 475 号 (ガス工作物の技術上の基準を定める省令及びガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示の運用について) 別記 5</p> <p>通達 60 資公部第 435 号 (ガス消費先における保安の確保に係るガス事業法施行規則等の運用について) 別紙 9</p> <p>通達 7 公ガ保第 2 号 (ガス事業法施行規則, ガス工作物の技術上の基準を定める省令及びガス事業法関係告示の運用について) 別記 6</p> <p>昭和 60 年通産省告示第 461 号 (ガスを使用する建物ごとの区分を定める件)</p> <p style="text-align: center;">～ 略 ～</p>	<p>既に廃止されたものとの見解が得られた通達の記載を削除</p>
<p style="text-align: right;">P25</p> <p>* 4 漏えい検査は, 通ずるガスの圧力で行い, その方法は, 供給管・内管等の部位及び設置状況により, 解図 4-1 のとおり定められている。</p> <p>なお, 使用するガス検知器は, ガスの濃度が 0.2%以下で作動するものとし, 解表 4-2 に示すものがある。</p> <p>また, 使用するガス検知器及び圧力計は, <u>日常点検・整備を始業時・終業時に行い, 更に定期点検・整備**1 を原則として年 1 回以上行う。</u></p> <p style="text-align: center;">～ 略 ～</p>	<p style="text-align: right;">P25</p> <p>* 4 漏えい検査は, 通ずるガスの圧力で行い, その方法は, 供給管・内管等の部位及び設置状況により, 解図 4-1 のとおり定められている。</p> <p>なお, 使用するガス検知器は, ガスの濃度が 0.2%以下で作動するものとし, 解表 4-2 に示すものがある。</p> <p>また, 使用するガス検知器及び圧力計は, <u>性能を維持し適正に検査ができるよう, 定期的に点検・整備する。</u></p> <p style="text-align: center;">～ 略 ～</p>	<p>ガス検知器・圧力計の性能が向上し, 指示値に影響する故障の発生は極めて稀であり, 頻回な指示値確認は不要になったため, 性能を維持し適正に検査をするための定期的な点検・整備に記載を修正。</p>
<p style="text-align: right;">P28</p> <p><b>【参考】</b></p> <p><del>**1(1) 水素炎イオン化式ガス検知器の性能, 特性を維持するための, 日常点検・整備及び定期点検・整備について</del></p> <p><del>(a) 日常点検・整備</del></p> <p><del>始業時において次(i)か(vi)まで及び(vii), 終業時において次(vii)及び(viii)の事項について点検・整備を行う。</del></p> <p><del>(i) サンプリング用マットの磨耗・損傷状況の確認</del></p> <p><del>(ii) フィルターエレメントの汚れ具合の確認</del></p> <p><del>(iii) 水素ポンプの圧力及び水素配管系統の圧力低下の有無の確認</del></p> <p><del>(iv) 検知部吸引ポンプ用の電源電圧が低下していないことの確認</del></p> <p><del>(v) 標準ガス(メタン換算 800ppm)による検出ガス濃度指示計の校正</del></p> <p><del>(vi) 水素ガス点火表示計の作動確認</del></p>	<p style="text-align: right;">P28</p> <p><b>【参考】</b></p> <p>ガス検知器・圧力計の点検・整備を, 性能を維持し適正に検査をするための定期的な点検・整備へ修正したため, 【参考】の「日常点検・整備」「定期点検・整備」の記載を削除。</p>	

2020年4月改訂

供給管・内管指針(維持管理編)』(JGA指-303-17) 新旧対照表(抜粋)

旧	新	改訂理由
<p><del>(vi) 電池の充電(乾電池を除く。)</del></p> <p><del>(vii) その他必要な事項</del></p> <p><del>(b) 定期点検・整備</del>  原則として年1回以上、次の事項について点検・整備を行う。</p> <p><del>(i) (a)(i)及び(ii)の事項</del></p> <p><del>(ii) サンプリング部吸引ポンプ及び検知部吸引ポンプの吸引性能の確認</del></p> <p><del>(iii) 標準ガス(メタン換算 80ppm, 800ppm 及び 8,000ppm) による検出ガス濃度指示計の校正及び再現性並びに応答時間の調整</del></p> <p><del>(iv) 充電式電池の異常の有無の確認又は乾電池を使用するものにあつては乾電池の取替え</del></p> <p><del>(v) 水素配管システムの異常の有無(漏えいチェック含む。)及び水素流量調整機能の確認</del></p> <p><del>(vi) サンプリング部吸引ポンプ及び検知部吸引ポンプ用の電源電圧が低下した場合に警報を発する装置の機能の確認</del></p> <p><del>(vii) その他必要な事項</del></p> <p><del>(2) 地表の空気を連続して吸引して検査するために用いる半導体式ガス検知器の性能、特性を維持するための、日常点検・整備及び定期点検・整備について</del></p> <p><del>(a) 日常点検・整備</del>  始業時において次(i)から(iv)まで及び(vi)、終業時において次の(v)及び(vi)の事項について点検・整備を行う。</p> <p><del>(i) サンプリング用マットの磨耗・損傷状況の確認</del></p> <p><del>(ii) フィルターエレメントの汚れ具合の確認</del></p> <p><del>(iii) 検知部吸引ポンプ用の電源電圧が低下していないことの確認</del></p> <p><del>(iv) 標準ガス(メタン換算 800ppm) による検出ガス濃度指示計の校正</del></p> <p><del>(v) 電池の充電(乾電池を除く。)</del></p> <p><del>(vi) その他必要な事項</del></p> <p><del>(b) 定期点検・整備</del>  原則として年1回以上、次の事項について点検・整備を行う。</p> <p><del>(i) (a)(i)及び(ii)の事項</del></p> <p><del>(ii) 吸引ポンプの吸引性能の確認</del></p> <p><del>(iii) 標準ガス(メタン換算 80ppm 及び 800ppm) による検出ガス濃度指示計の校正及び再現性並びに応答時間の調整</del></p> <p><del>(iv) 充電式電池の異常の有無の確認又は乾電池を使用するものにあつては乾電池の取替え</del></p> <p><del>(v) 吸引ポンプ用の電源電圧が低下した場合に警報を発する装置の機能の確認</del></p> <p><del>(vi) その他必要な事項</del></p> <p><del>(3) 地表の空気を捕集器を用いて吸引して検査するために用いる半導体式ガス検知器の性能、特性を維持するための、日常点検・整備及び定期点検・整備について</del></p> <p><del>(a) 日常点検・整備</del>  始業時において次の事項について点検・整備を行う。</p>		

2020年4月改訂

供給管・内管指針(維持管理編)』(JGA指-303-17) 新旧対照表(抜粋)

旧	新	改訂理由
<p>(i) <del>捕集器の磨耗・損傷状況の確認</del></p> <p>(ii) <del>フィルターエレメントの汚れ具合の確認</del></p> <p>(iii) <del>吸引ポンプ及び検知器用の電源電圧が低下していないことの確認</del></p> <p>(iv) <del>電池の充電(乾電池を除く。)</del></p> <p>(v) <del>標準ガス(メタン換算 50ppm 程度)による指示値が適正であることの確認</del></p> <p>(b) <del>定期点検・整備</del>  <del>原則として年 1 回以上、次の事項について点検・整備を行う。</del></p> <p>(i) <del>(a)(i)及び(ii)の事項</del></p> <p>(ii) <del>標準ガス(メタン換算 10ppm)により指示値の校正及び再現性並びに応答時間の調整</del></p> <p>(iii) <del>充電式電池の異常の有無の確認又は乾電池を使用するものにあつては乾電池の取替え</del></p> <p>(iv) <del>吸引ポンプ能力の確認</del></p> <p>(v) <del>吸引ポンプ及び検知器用の電源電圧が低下した場合に警報を発する装置の機能の確認</del></p> <p>(4) <del>チャンバ型圧力計又は電気式ダイヤフラム型圧力計の性能、特性を維持するための、日常点検・整備及び定期点検・整備について</del></p> <p>(a) <del>日常点検・整備</del>  <del>始業時において次の事項について点検・整備を行う。</del></p> <p>(i) <del>零点の調整</del></p> <p>(ii) <del>昇圧時及び降圧時に指針又は断続指示装置の指示値の作動が滑らかであることの確認</del></p> <p><del>(iii) 最小目盛単位が水柱 2mm 以下の水柱ゲージと比較検査を行って圧力計の指示値が適切であることの確認(原則として終業時においても行うこと)</del></p> <p>(b) <del>定期点検・整備</del>  <del>原則として年 1 回以上、次の事項について点検・整備を行う。</del></p> <p>(i) <del>(a)(i)及び(ii)の事項</del></p> <p>(ii) <del>電気式ダイヤフラム型圧力計については、充電式電池の異常の有無の確認又は乾電池を使用するものにあつては乾電池の取替え</del></p> <p>(5) <del>上記(1), (2), (3), (4)以外のガス検知器及び圧力計については、必要に応じて上記に準じた日常点検・整備及び定期点検・整備を行う。</del></p>		

『供給管・内管指針(維持管理編)』(JGA指-303-17)正誤表

一般社団法人 日本ガス協会

誤			正		
付録20			付録20		
緊急車に関する「道路交通法」の規定の概要			緊急車に関する「道路交通法」の規定の概要		
項目	内容	道路交通法の規定条項	項目	内容	規定条項
1. 緊急自動車の要件	(1) 緊急自動車の定義 消防用自動車, 救急用自動車その他の道路交通法施行令で定める自動車で当該緊急用務のため道路交通法施行令で定めるところにより運転中のものをいう。 (2) 緊急の運転時の要件 緊急の用務のため運転するときはサイレンを鳴らし, かつ赤色の警光灯をつけなければならない緊急自動車について, 法の適用除外が定められている。	法第39条  施行令第14条	1. 緊急自動車の要件	(1) 緊急自動車の定義 消防用自動車, 救急用自動車その他の政令で定める自動車で当該緊急用務のため, 政令で定めるところにより運転中のものをいう。 (2) 緊急の運転時の要件 緊急の用務のため運転するときはサイレンを鳴らし, かつ赤色の警光灯をつけなければならない。	法第39条  施行令第14条
2. 緊急自動車の指定	緊急自動車は公安委員会の指定を受けなければならない。	施行令第13条第1項	2. 緊急自動車の指定	緊急自動車は公安委員会の指定を受けなければならない。	施行令第13条第1項
3. 緊急自動車の運転資格	緊急自動車(普通自動車)の運転資格 ・大型免許のある者 ・普通免許しかない者は免許歴が大型, 普通, 大型特殊のどれかを受けていた期間が通算して2年以上の者	法第85条第2項 法第85条第7項 施行令第32条の4	3. 緊急自動車の運転資格	普通緊急自動車の運転資格 ・大型免許のある者 ・中型免許のある者 ・普通免許しかない者は, 免許歴が大型, 中型, 普通, 大型特殊のどれかを受けていた期間が通算して2年以上の者	法第85条第5項 法第85条第6項 法第85条第7項
4. 緊急自動車の使用者の義務	使用者は緊急自動車の運転者に対し, 緊急自動車の安全な運転を確保するために必要な教育を行うよう努めなければならない。	法第74条第2項	4. 緊急自動車の使用者の義務	使用者は, 緊急自動車の運転者に対し, 緊急自動車の安全な運転を確保するために必要な交通教育を行うよう努めなければならない。	法第74条第3項
5. 緊急自動車の特例	(1) 右側通行の特例 (2) 停止義務免除の特例 (3) 通行禁止道路通行の特例 (4) 安全地帯, 立入り禁止部分進入の特例 (5) キープレフトの原則除外の特例 (6) 歩行者の側方通過時の安全間隔保持, 徐行義務免除の特例 (7) 車両通行帯に従わない通行の特例 (8) バス専用通行帯等の通行の特例 (9) 路線バス等優先通行帯通行の特例 (10) 路外に出る場合の右左折の方法に従わない特例 (11) 車両横断禁止標識, 転回禁止標識等に従わない特例 (12) 進路変更禁止場所での進路変更の特例 (13) 二重追越しの特例	法第39条第1項 法第39条第2項 法第41条第1項 法第41条第1項 法第41条第1項 法第41条第1項  法第41条第1項 法第41条第1項 法第41条第1項 法第41条第1項  法第41条第1項 法第41条第1項 法第41条第1項	5. 緊急自動車の特例	(1) 右側通行の特例 (2) 停止義務免除の特例 (3) 通行禁止道路通行の特例 (4) 安全地帯, 立入り禁止部分侵入の特例 (5) キープレフトの原則除外の特例 (6) 歩行者の側方通過時の安全間隔保持, 徐行義務免除の特例 (7) 車両通行帯に従わない通行の特例 (8) 路線バス等優先通行帯通行の特例 (9) 道路外に出る場合の左右折の方法に従わない特例 (10) 車両横断禁止標識, 転回禁止標識等に従わない特例 (11) 進路変更禁止場所での進路変更の特例 (12) 二重追越しの特例	法第39条第1項 法第39条第2項 法第41条第1項 法第41条第1項 法第41条第1項 法第41条第1項  法第41条第1項 法第41条第1項 法第41条第1項 法第41条第1項  法第41条第1項 法第41条第1項

『供給管・内管指針(維持管理編)』(JGA指-303-17)正誤表

一般社団法人 日本ガス協会

誤			正		
項目	内容	道路交通法の規定条項	項目	内容	規定条項
5. 緊急自動車の特例	(14) 追越し禁止場所での追越しの特例 (15) 交差点での右左折方法に従わない特例 (16) 進行方向を指定した通行区分に従わない特例 (17) 横断歩道接近時の減速義務免除の特例 (18) 自転車横断帯接近時の減速義務免除の特例 (19) 横断歩道及びその手前 30m以内での追抜き禁止除外特例 (20) 自転車横断帯及びその手前 30m以内での追抜き禁止除外の特例 (21) 最高速度の特例 (22) 交通事故を起こした場合の運転継続の特例 (23) 本線車道での横断, 転回, 後退ができる特例 (24) 加速車線を通行しないで本線車道に流入できる特例 (25) 出口に接続する車線又は減速車線を通行しないで流出できる特例	法第 41 条第 1 項 法第 41 条第 1 項 法第 41 条第 1 項 法第 41 条第 1 項 法第 41 条第 1 項 法第 41 条第 1 項 法第 41 条第 1 項 施行令第 12 第 3 項 施行令第 27 第 2 項 法第 72 条第 4 項 法第 75 条の 9 法第 75 条の 9 法第 75 条の 9	5. 緊急自動車の特例	(13) 追越し禁止場所での追越しの特例 (14) 交差点での左右折方法に従わない特例 (15) 進行方向を指定した通行区分に従わない特例 (16) 横断歩道接近時の減速義務免除の特例 (17) 自転車横断帯接近時の減速義務免除の特例 (18) 横断歩道及びその手前 30m以内での追抜き禁止除外の特例 (19) 自転車横断帯及びその手前 30m以内での追抜き禁止除外の特例 (20) 最高速度の特例 (21) 交通事故を起こした場合の運転継続の特例 (22) 本線車道での横断, 転回, 後退ができる特例 (23) 加速車線を通行しないで本線車道に流入できる特例 (24) 出口に接続する車線又は減速車線を通行しないで流出できる特例	法第 41 条第 1 項 法第 41 条第 1 項 法第 41 条第 1 項 法第 41 条第 1 項 法第 41 条第 1 項 法第 41 条第 1 項 法第 41 条第 1 項 法第 41 条第 1 項 施行令第 12 条第 3 項 施行令第 27 条第 2 項 法第 72 条第 4 項 法第 75 条の 9 法第 75 条の 9
6. 緊急自動車の優先	(1) 交差点又はその付近に緊急自動車が接近したときは, 路面電車は交差点を避けて, 車両は交差点を避けかつ道路の左側(一方通行では右側)によって一時停止する。 (2) 単路で緊急自動車が接近してきたときは車両は道路の左側によって進路を譲る。 (3) 高速自動車国道及び自動車専用道路では本線車線出入りの緊急自動車が優先する。	法第 40 条第 1 項 法第 40 条第 2 項 法第 75 条の 6 第 2 項	6. 緊急自動車の優先	(1) 交差点又はその付近に緊急自動車が接近したときは, 路面電車は交差点を避けて, 車両は交差点を避けかつ道路の左側(一方通行では右側)によって一時停止する。 (2) 単路で緊急自動車が接近してきたときは車両は道路の左側によって進路を譲る。 (3) 高速自動車国道及び自動車専用道路では本線車線出入りの緊急自動車が優先する。	法第 40 条第 1 項 法第 40 条第 2 項 法第 75 条の 6